

## 産業建設委員長報告

産業建設委員会委員長 坂 東 成 光

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託になりました議案は、「議案第33号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」ほか議案12件であります。

当委員会は去る3月8日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案13件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、「議案第33号 鳴門市営住宅条例の一部改正について」であります。地域主権一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、これまで国の基準で定められていたものを条例で定めることとなったため、必要に応じ改正するものでした。委員からは、1世帯しか居住者がいないような市営住宅地の有効利用のため、民間の賃貸マンションの1室を市が借りて市営住宅とし、転居を勧めることは可能かとの質疑があり、理事者より、賃貸マンション全室を市が借り上げ市営住宅とすることは可能であるが、1室だけを借りるとするのは難しく、可能な限り既存の市営住宅への転居について交渉しているとの説明がありました。

また、今回の条例案で津波対策に係る鳴門市独自の基準が制定されているが、これに該当する市営住宅はあるのかとの質疑に対し、理事者からは、この基準は市営住宅を新規に建設する際の基準であり、鳴門市では現在新規の建設計画はないため、本条例に基づき整備するものはないとの説明がありましたが、既存の市営住宅でも近隣に高い建物

がないものに関しては、今後津波対策を検討していくとのことでした。

また、不正入居者や家賃滞納者等に対して、居住の承認ができないという項目については、十分に機能が果たせる管理をしてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第34号 鳴門市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」であります。地域主権一括法における道路法の一部改正に伴い、市道の構造の技術的基準や市道に設ける道路標識の寸法について条例で定めることとなったため、新たに条例を制定するものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第35号 鳴門市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について」であります。地域主権一括法により、新設及び改築を行う際の特定道路の構造に関する基準について、条例で定めることとなったため、新たに条例を制定するものでした。

現在、この条例に関連する特定道路は鳴門市にはなく、今後新設する予定もないとのことでしたが、委員からは、観光都市としてモデル的に特定道路を作ってはどうかとの提案がありました。理事者からは、現在建築士会に、道路を含めた既設の施設について環境改善の視点で点検を依頼し、問題・課題があるものについては計画的にバリアフリー化を行っているところであるが、今後も可能なものについては、高齢者・障がい者に優しいまちづくりのための改善に努めていきたいとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第36号 鳴門市準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」であります。地域主権一括法による河川法の一部改正に伴い、準用河川の河川管理施設等の構造の技術的基準について、条例で定めることとなったため、新たに条例を制定するものでした。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に「議案第37号 鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。地域主権一括法による下水道法の改正に伴い、公共下水道の構造について条例で技術上の基準を定めることとなったため、必要に応じ改正するものでした。理事者からは、鳴門市における公共下水道の構造の基準について、排水施設等の安全性や環境への影響を総合的に検討した結果、国の基準と同様とすることが合理的であると判断したため、今回の改正は国の基準と同様のものとなっているとの説明がありました。

委員からは、現在進めている下水道工事に関して、地震対策はとられているのかとの質疑があり、理事者より、耐震設計のとおり施工できているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第38号 鳴門市都市公園条例の一部改正について」であります。地域主権一括法による都市公園法の一部改正に伴い、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準について、各自治体

が、国の定める基準を参酌しながら地域の実情を勘案し、条例で定めることとされたことに伴い一部を改正するものでありました。

委員からは、国の定める基準を参酌しながら定める条例ということについては、理解出来るものの、各公園が、同じような雰囲気で作られているので、その街々にあったイメージに合わせ、また、地域の実情に添った公園作りを進めてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第39号 鳴門市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」であります。地域主権一括法による高齢者、障がい者等の異動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を条例で定めるとされたことに伴い、移動、円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例で定めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第40号 鳴門市工場立地法地域準則条例の制定について」であります。地域主権一括法により、工場立地法の一部が改正されたことに伴い、工場立地の緑地面積率等に関する準則を条例で策定する権限が、都道府県からすべての市に移譲され、本市においても、市内企業の積極的な設備投資を促進し、市内経済の活性化と安定した雇用の促進をはかるため、当工場立地法地域準則条例を設置し、国の定めた基準の範囲内で緑地面積率等を緩和するものであります。

委員からは、地域主権一括法による条例の制定であるが、面積の見直し等、鳴門市独自の特色があるかどうかについての質疑がありました。

理事者からは、面積の見直しについては、鳴門市独自のものではないものの、法律の趣旨に添って、地域の企業の経済効率を高めるための施策として、また経済が潤うことによる雇用の促進まで結びつけたいと考えているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第41号 鳴門市産業振興センター条例の制定について」であります。従前の鳴門地域地場産業振興センターの一部を鳴門市産業振興センターとして供用開始するにあたり、当該センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第42号 鳴門市レストハウス条例の廃止について」であります。鳴門公園内の休憩施設として、昭和41年に設置された鳴門市レストハウスについて、現状においてすでに利用に供されておらず、この度解体撤去することとしたことから、廃止するものであります。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、「議案第43号 鳴門市水道法施行条例の制定について」であります。地域主権一括法により、水道法が改正され、水道事業者が地方公共団体である場合、布設工事監督者の資格、水道技術者の資格について水道法施行令

で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、また、布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事についても条例で定めることとされたため、条例で定める必要が生じた事項について、規定するものでありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第56号「鳴門市モーターボート競走事業に従事する臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」であります。平成25年1月28日に競艇臨時従事員の離職せん別金補助金の支出に関する住民訴訟の判決が出され、この判決において、補助金の交付については、違法とは言えないとし、市側勝訴という結果になったものの、判決文の中で、給与法定主義の見地から、適法性に疑義が生じているものであり、適法性の疑義を避けるためにも関連制度の条例化の検討化が望まれるとの付言があったことから、司法の要望を重く受け止め、新規条例を制定するものであります。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第57号「鳴門市モーターボート競走事業に従事する臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」であります。これまで、将来の経費負担を軽減するため退職手当を精算し、廃止したい旨を、組合側に申し入れ、交渉を重ねてきた結果、組合と退職手当について、本年度をもって精算し、廃止する労働協約を提携し、この労働協約に基づき、第1回定例会において議案第56号で、上程した条例の一部を改正し、退職金にかかる部分を削除するものであります。

委員からは、平成25年4月1日からは、退職金の規定

が削除されることから、組合との交渉についての確認がありました。理事者からは、離職せん別金については、平成24年度3月末をもって精算し、廃止したい旨を、組合側に申し入れ、これまでに6回にわたる交渉をすすめてきた経緯があり、現段階では、組合側も今年度3月末をもって離職せん別金を精算し、廃止することについての合意をしている状況であるとの説明がありました。

委員からは、今後、新たなスタートを切るためにも万全の体制を整えてほしいとの要望がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。